

八王子介護支援専門員連絡協議会

新型コロナウイルス感染予防

介護支援専門員 情報交換会

令和4年1月18日

＜感染予防の取り組み＞

- 感染しない、濃厚接触者にならない、業務を止めない
- とにかく不織布マスク
- 日本財団で週1回のPCR検査
(もし陽性の結果が出たら医療機関と連携し再度検査を行ってもらう)
- 早寝、早起き、食事をしっかり摂る
- 事業所のルールを定め、職員に徹底している
- 極力出かけない、バス、電車を控える、自転車移動

<事業所 環境編>

- 机のパーテーションをアクリル板を使用して区切っている
- ドアノブ、電話、洗面所、トイレの消毒
- 定時での換気
- 自席で飲食はしない
- 飛沫予防シートを席ごとに
- マスクを外す時（食事、休憩、喫煙等）の談笑や大声での会話は厳禁

- 事業所入口で検温
- 昼食時間をずらし、隣同士が同時に食べないようにしている
- 空気清浄機フル活動
- 社用車の使用後のアルコール消毒
- 使用の度、会社固定電話の消毒
- 一方方向でのデスクの配置（対面にならないように）
- 3日に1回は事業所内のアルコール消毒（実施したらチェック）
- 次亜塩素酸で床、扉、電気スイッチ、ドアノブ等人が触れる部分の消毒
- PCキーボード、マウスの消毒

<事業所 勤務編>

- テレワーク、在宅ワーク
- 出勤前に検温（37℃以上で連絡をもらい出勤の判断を仰ぐ）
- 時差出勤で密にならないように
- 直行、直帰を認める
- 出勤したら手洗い、手指の消毒
- 不織布マスクを会社で配布、うがいの徹底
- 事業所での出勤人数制限

<新規受け入れ>

- 制限はしていない
- 通常通り行っている
- 受け入れ困難で、新規対応していない
- なんでもかんでも受け入れるという考えでは行っていない
- 制限はしていないが、家族構成、本人の行動等しっかり把握している

<月1モニタリング・訪問>

- 自宅訪問時には連絡を入れて、本人、家族の体調を確認している
- 訪問時にはフェイスシールドかアイシールドを着用する
- 訪問前には自分の検温を行っている
- 入室前、入室後には手指等の消毒を行っている
- 自宅へ訪問したらまず手洗いをさせてもらっている

- 特に制限はしていない
- 訪問事マスクを交換している
- どうしても来てもらいたい時は訪問している
- 電話でのモニタリング
- 利用者、家族の求めがない限りは訪問を原則としている
求めに応じて電話対応している
- 利用者、家族にマスク着用をお願いしている、出来るだけ短時間で
- 各ケアマネの判断に任せている

<サービス担当者会議>

- 更新時で内容が変わらない時は書面や電話で行う
- 基本は照会で行っている。退院や新規は最低限で行っている
- 事業所にZoomでと提案すると「照会を送ってください」と言われる
- オンラインで行ったケースもあり
- 各事業所へ確認している。可能な範囲で出席を求めている
- 自宅ではなく、集会所を使用したり工夫している

<入退院支援、受診について>

- 病院の求めに応じて対応。求めがあれば病院にも行く
- 退院時のカンファレンスがあれば病院に行っている
- 入院時の病院との連携は電話で行っている
- 受診同行は、可能な限り控えている。求めがあれば同行する

<その他>

- 中と外のマスクを使い分けている
- 仕事から帰ったらお風呂へ直行
- アセスメントは訪問して行わないと減算と言われた
- 職員で陽性者が出た場合、検査対象者や検査機関、方法等事業所のルールが決まっていない
- 毎日適量のアルコール摂取で体内も消毒している
- 買い物した物、配達物等複数の人が触れたと思われるものはアルコール消毒してから部屋に持ち込む

- 利用者が複数のサービスを利用して、1つのサービスの事業所で職員が陽性となり、接触はあったものの、マスク・マスクの対応だったので、利用者は濃厚接触に認定されなかったが、もう一つの事業所に伝えるべきかで悩んだ
- サービス事業所で職員、利用者とも陽性者や濃厚接触者が認められた時にケアマネ事業所にお知らせをいただいているが、その事業所を利用している利用者にどこまで伝えるか、事業所側が全利用者に伝えているのか、ケアマネが伝えることで不安を与えてしまうのではないかと考えた
- ワクチン接種を行っていない利用者、家族を把握し、体調や対応を気を付けている

<事例から、今わかっていること>

- ・陽性者は症状、環境により「入院」「ホテル療養」「自宅」に振り分けられる。
 - ・病院に受診をして「陽性」と判断されてもそのあとの保健所からの聞き取りの連絡が追いつかず、翌々日になることもあり。
 - ・濃厚接触者と認定されても、保健所からの検査の指示はない。症状が出ないと検査の対象とはならず。自宅待機期間は、現在は10日間となっている。
→本日より8日となる？
 - ・エッセンシャルワーカー（介護、医療職等）は待機期間が6日間に短縮される。
（陽性者と接触した日を0日と数え6日目に医療機関でPCR検査を行い、陰性であれば翌日より出勤可能）
- ※1/15に接触した場合・・・
- 15日が0日とし、6日目の21日にPCR検査を実施、その日に陰性とわかれば22日より勤務可能
 - ・利用者がコロナ陽性者となり、確定された日より2日さかのぼり、そこでの利用者との介助方法、装備等により濃厚接触者かどうか判断される。
 - ・濃厚接触者かどうかの判断は、保健所の確認が遅れているため、会社としての判断が求められてくると思われる。
 - ・陽性者となった場合、保健所の聞き取りにより発症日が決定する。発症日の次の日から10日間が自宅療養期間となっている。